

硬式庭球同好会連盟 規約

前文

硬式庭球同好会連盟は、慶應義塾大学に所属するテニスサークルの活動がより良いものであること、そしてテニスサークル間の円滑で充実した交流を促進することを目的とした団体である。本団体が各サークルにとって公平であり、かつ各サークルにとって明確なものであるよう、明文化された規則が制定され、公表されることが望ましいと信じ、本規約を制定する。

第一章 総則

第1条 定義

慶應義塾硬式庭球同好会連盟（以下、塾内連盟とする）は、慶應義塾大学に所属する学生団体であり、加盟する硬式庭球同好会の上位団体である。

第2条 目的

塾内連盟は、慶應義塾大学硬式庭球同好会における庭球の普及、発展、ならびにその統一を期し、併せて会員の品性の管理、運動神経の修行発揮に資することを目的とする。

第3条 構成

塾内連盟は、役員会、学生役員会および塾内連盟加盟の硬式庭球同好会（以下、加盟サークルとする）によって構成される。

第4条 会員

塾内連盟は、加盟サークルに属する者を会員とする。但し、体育会硬式庭球部、準体育会硬式庭球部に所属する者については認めない。

第5条 事業

塾内連盟は、塾内個人戦、塾内団体戦を開催する。塾内連盟は前記の他、所定の手続きにより加盟サークルの統一行事（以下、統一行事とする）を主催することができる。

第6条 事業年度

塾内連盟は事業年度を1月1日から12月31日までとする。会計年度もこれに従う。

第7条 所在

塾内連盟は、本部を慶應義塾大学三田校内に置く。

第二章 会員

第8条 資格

以下のいずれかに該当する者は、塾内連盟会員の資格を有する。

- i 慶應義塾大学学部生
- ii 慶應義塾大学院生・通院教育課程在学学生

第9条 入会

塾内連盟への入会は、加盟サークルを通じて申し込まなければならない。加盟サークルは入会希望者につき、名簿の提出と会費の入金を5月末までに完了させなければならない。

但し、秋入学の一年生についてはこの限りではない。

第10条 更新

会員登録の更新は、年度ごとに名簿の提出、会費の入金をもって完了する。

第11条 移籍

加盟サークル間の移籍は、原則として認めない。但し、塾内連盟役員会および移籍に係る各サークルの代表が承認した場合はこの限りではない。なお、塾内連盟役員会は移籍承認において特約を設けることができる。

第12条 退会

会員は年度ごとの更新を行わないことにより退会できる。加盟サークルは会員の退会を妨げてはならない。

第13条 除名

以下に該当する会員は、除名される。

- i 本規約に違反した者
- ii 慶應義塾大学塾生の籍を失った者
- iii 法令等に違反した者
- iv その他、役員会及び総会で除名が発議され、可決された者

第14条 再入会

退会した会員の再入会についてはこれを認める。除名された会員の再入会については、役員会の決定に従う。

第 15 条 権利

塾内連盟の会員は以下の権利を有する。但し、移籍に伴う特約がある場合はこの限りではない。

- i 塾内連盟の主催する大会に参加する権利
- ii 統一行事に参加する権利
- iii 加盟サークルに加入する権利
- iv 学生役員に審議請求書を提出する権利
- v 学生役員に立候補する権利

第 16 条 義務

塾内連盟の会員は以下の義務を有する。

- i 本規約を遵守する義務
- ii 会費を支払う義務
- iii 塾内連盟会員として適切にふるまう義務

第 17 条 会費

塾内連盟の会員は、所属する加盟サークルを通じて定められた会費を入金しなければならない。期限は 5 月末とする。但し、秋入学の一年生についてはこの限りではない。

第三章 硬式庭球同好会

第 18 条 加盟

硬式庭球同好会の塾内連盟への加盟、もしくは本連盟の硬式庭球同好会との提携は、総会での発議、可決によらなければならない。

第 19 条 脱退

加盟サークルの塾内連盟からの脱退は総会での発議および可決、または役員会の承認によらなければならない。

第 20 条 除籍

以下に該当するサークルは除籍とする。

- i 本規約に違反したサークル
- ii 第 23 条に定める義務を放棄したサークル
- iii 慶應義塾大学の公認を失ったサークル
- iv 無期限の活動停止処分となったサークル

第 21 条 再加盟

塾内連盟を脱退したサークルおよび除籍となったサークルの再加盟は、これを認めない。但し、脱退または除籍から 5 年以上が経過したサークルについてはこの限りではない。

第 22 条 権利

加盟サークルは以下の権利を有する

- i 塾内連盟の主催する大会に参加する権利
- ii 統一行事に参加する権利
- iii 塾内連盟加盟サークルとしてオリエンテーションに参加する権利
- iv 集会、総会に参加する権利
- v 審議請求書を提出する権利

第 23 条 義務

加盟サークルは以下の義務を有する

- i 本規約を遵守する義務
- ii 統一行事に参加する義務
- iii 部員から集めた会費、団体登録費、大会エントリー費、統一行事参加費を指定期日までに入金する義務
- iv 集会、総会に参加する義務
- v 代表、副代表、塾内担当および会計を記載した役員名簿を提出する義務

第 24 条 役員名簿

加盟サークルは代表、副代表、塾内担当および会計の役職またはそれに対応する役職を設置し、担当する会員（以下役員とする）を記載した役員名簿を提出しなければならない。また、役員に欠員が出た場合には速やかに補充し、役員の変更に際しては遅滞なく届けなければならない。

第四章 総会

第 25 条 総会

塾内連盟の総会は各加盟サークルの代表及び役員会によって構成される。

第 26 条 代理

塾内連盟総会への代表以外による代理は、連盟委員長への事前の連絡および、委任状の提出がある場合に限りこれを認める。

第 27 条 招集

連盟委員長は総会の招集をする権利を有する。但し、全代表 5 名以上による請求があった場合、連盟委員長は総会を招集しなければならない。

第 28 条 告知

総会の開催は、その 4 週間前に告知されなければならない。但し、代表の請求による場合は、この限りではない。

第 29 条 成立

総会は、委任状をともなう代理を含め全代表の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

第 30 条 発議

総会における発議および動議は、役員会または連盟委員長、もしくは会長によってなされなければならない。

但し、代表 5 名以上の連名で審議請求書が提出された場合、連盟委員長はこれを発議しなければならない。

第 31 条 議決

総会における議決は、出席者の過半数をもって可決される。

第 32 条 議事

総会は学生役員会が議事進行規定に従いこれを運営する。

第 33 条 緊急総会

会長は緊急に際して、緊急総会を招集することができる。緊急総会における議決、議事運営その他は会長の決定に従う。

第五章 集会

第 34 条 集会

塾内連盟の集会は、各加盟サークルの 1 名以上の塾内担当および学生役員会によって構成される。

第 35 条 招集

連盟委員長は集会を招集する権利を有する。

第 36 条 告知

集会の開催は、その 2 週間前に告知されなければならない。

第 37 条 議事

集会は学生役員が議事進行規定に従い、これを運営する。但し、集会において議決は行わないこととする。

第六章 役員会

第 38 条 役員

塾内連盟は以下の役員を置く。

- ・会長 (1 名)
- ・副会長 (1 名)
- ・顧問 (1 名)
- ・参与 (2 名)
- ・学生役員

第 39 条 会長

会長は慶應義塾大学教員またはこれに準ずる者でなければならない。

第 40 条 職務

役員会は、総会の決議に基づいて事業を主催し、かつ業務を処理する。

第七章 学生役員会

第 41 条 構成

学生役員会は二代、十数名の学生役員によって構成される。

第 42 条 役職

学生役員会は、以下の役職の他に役職を設けることができる。なお、役職の任期は 1 か年とする。

- ・委員長
- ・副委員長
- ・財務

第 43 条 委員長

塾内連盟委員長は塾内連盟を代表し、塾内連盟の業務を総理し、総会・集会及び役員会の議長となる。

第 44 条 副委員長

塾内連盟副委員長は塾内連盟委員長を補佐し、連盟委員長に事故ありたるときはその職務を代行する。

第 45 条 財務

塾内連盟財務は塾内連盟の会計を管理し、役員会において監査を受け、毎年度初めの集会において、会計報告を行わなければならない。

第 46 条 選出

学生役員は、立候補した者から学生役員会が学生役員会議にてこれを選出する。なお、立候補は役員希望届を現職の学生役員に提出することでなされなければならない。

第 47 条 資格

学生役員は、塾内連盟の会員でなければならない。

第 48 条 任期

学生役員の任期は 2 か年とする。

第 49 条 職務

学生役員は、会長および委員長の指揮のもと規約および規定に従い、第 39 条に定める職務にあたる。

第 50 条 権利

学生役員は、以下の権利を有する。

- i 学生役員会議に出席・発言する権利
- ii 学生役員会議で発議・動議する権利
- iii 学生役員会議における決議に票を投ずる権利
- iv 塾内連盟が主催するすべての大会、行事に参加する権利
- v 学生役員会が保持する資料を閲覧する権利

第 51 条 義務

学生役員は、以下の義務を有する。

- i 学生役員会議に出席する義務
- ii 集会、総会を運営する義務
- iii 塾内連盟が主催するすべての大会、行事を運営する義務
- iv その他、本規約に定められている会員の権利行使を補佐する義務

第 52 条 解任

以下の場合において学生役員は解任される。

- i 会員でなくなった場合
- ii 理由なく職務を放棄した場合
- iii 辞職が学生役員会議で承認された場合
- iv 学生役員 5 名以上、または代表 5 名以上の連署によって不信任案が学生役員会議に発議され、これが可決された場合。
- v 任期を満了した場合

第 53 条 学生役員会議

学生役員は、その職務に関する決定を行うため、学生役員会議をひらくことができる。学生役員会議は連盟委員長が招集、議事運営にあたる。但し、学生役員 3 名以上の要請があった場合、連盟委員長は速やかに学生役員会議をひらかなければならない。

第 54 条 議題

以下に掲げる議題については総会で発議し、その議決に従わなければならない。

- ・塾内連盟主催の大会または統一行事の増設、削除に関する決定
- ・オリエンテーションの期間、場所に関する変更

第七章 大会・行事

第 54 条 塾内個人戦

塾内個人戦は、担当する学生役員が個人戦規定に従い、これを運営する。

第 55 条 塾内団体戦

塾内団体戦は、担当する学生役員が団体戦規定に従い、これを運営する。

第 56 条 統一行事

統一行事は、担当する学生役員が各統一行事に係る規定に従い、これを運営する。

第 57 条 オリエンテーション

オリエンテーションは、担当する学生役員がオリエン規定に従い、これを指揮する。加盟サークルはこの指揮に従い、オリエンテーションを行う。

第八章 直接行動

第 58 条 直接請求

塾内連盟の会員は複数サークルの部員からなる 50 名以上の連署を趣意書に添えて連盟委員長に提出することで、学生役員会に対して直接請求を行うことができる。

直接請求を受けた学生役員会は、学生役員会議の議題として取り上げなければならない。

第 59 条 告訴

全会員は、他の会員により本規定に定める権利を侵害された場合、または会員の規約・規定違反を発覚した場合は、学生役員会に対してこれを訴えることができる。この場合、学生役員会は速やかにこれを審議し、対処しなくてはならない。

第九章 予算・決算

第 60 条 予算・決算

塾内連盟財務は予算案・決算報告を作成・提出しなければならない。予算案は学生役員会議で可決されたのち、総会又は集会に報告される。決算報告は、学生役員会議に報告されたのち、総会又は集会に報告される。

第 61 条 監査

予算・決算は作成されたのち、遅滞なく会長の監査を受けなければならない。

第十章 危機管理体制

第 62 条 緊急時

活動中に事故等が発生した場合は、役員の指揮のもと会員が適切な処置を行い、および役員は会長、大学に速やかに連絡する義務を負う。

第 63 条 保険等

塾内連盟は、会員に対して行事参加の際の保険加入を義務付けることができる。また、加盟サークルは、必要に応じてサークル員の保険加入を義務付けることができる。

第 64 条 平時

塾内連盟の役員および会員は、医療機関その他の連絡先を把握するなど、日ごろから怪我等不測の事態に対処できるよう努めなければならない。

第十一章 規約・規定

第 65 条 規約

本規約は塾内連盟の最高法規である。

本規約の改正は学生役員会議において全表決権の 3 分の 2 以上の賛成、または会長によって発議され、総会の 3 分の 2 の賛成によって可決されなければならない。

第 66 条 規定

学生役員会は、この規約に反しない範囲で規定を制定、変更、破棄することができる。

第十二章 附則

第 67 条 施行

本規約は 2019 年 10 月 5 日より施行される。